

清水駅東地区文化施設整備及び維持管理・運営事業 実施方針に関する質問に対する回答

番号	頁	記号						質問等	回答
		1	2	3	4	5	6		
6	17	7	2					<p>「暮らし・にぎわい再生事業制度要綱」に基づく暮らし・にぎわい再生事業に認定された場合には、当該補助金交付要綱に基づく補助額相当を事業者に支払う予定とする。」との記載がありますが、この事業に認定され、補助額が決まる時期はいつ頃かお考えをお示し頂けないでしょうか。</p> <p>また、ここで記載される”補助額”は本件事業の何に対して支払われるのでしょうか。仮に、本件事業のサービス購入料への一部に充当されることをお考えの場合、再生事業に認定されない時の財源は確保されるのでしょうか。</p>	<p>認定時期：契約締結後になる見込みです。</p> <p>補助対象：サービス購入料Aとします。</p> <p>財 源：補助採択された場合は、合併特例債の発行額を減じることとします。従って、補助採択の有無に関わらずサービス購入料Aの増減はありません。</p>
7	17	7	2					<p>「暮らし・にぎわい再生事業制度要綱」に基づく補助相当額は、10月公表の入札説明書で明らかにされると思われます予定価格に折込済みと考えてよろしいでしょうか。あるいは、本補助相当額は追加的予算として、支払い額、支払い時期、支払い方法等が別途示されるものでしょうか。</p> <p>また、当該補助を受けるために要求水準等を超えるような要件は無いと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>前段：番号6参照</p> <p>後段：ご理解のとおりです。</p>